

別添様式 2 : 不適合事象完了報告書】

不適合事象の種類	溶融飛灰固化物 大阪湾広域臨海環境整備センター受入基準超過（区分3）
不適合事象発生場所	ごみ処理施設 溶融飛灰処理装置
不適合事象発生日時	平成 21 年 6 月 4 日（判明日）
1) 不適合事象の発生概要	平成21年5月20日サンプリングの溶融飛灰固化物の溶出試験において、大阪湾広域臨海環境整備センターの受入基準のうち、鉛の値が受入基準を超過（鉛65 mg/L）したことが6月4日に判明した。
2) 不適合事象の原因	6月4日、直ちに施工者に原因究明を依頼した。 溶融飛灰の重金属含有量を分析したところ、試運転時と比較して、銅や鉛の含有量が1.5～2倍になっており、重金属溶出防止剤であるキレート剤の添加率は、試運転時のまま（10%）であったことから、溶出を抑えられなかったものである。
3) 被害状況	①設備・装置の被害状況 無 ②人的被害状況 無 ③二次被害状況 無 ④周辺環境への影響： 無
4) 不適合事象対応	6月4日時点で、飛灰固化物ピットの飛灰固化物は、別途処分。 6月10日から、あらたな添加率（25%）でキレート剤を混合し、溶出基準クリアを確認した。（大阪湾広域臨海環境整備センターによる最終的な受け入れ基準クリアは、7月9日に確認された。）
5) 施設稼働停止の状況及び復旧日時	施設稼働停止期間： 0日（0時間） / 低負荷時間： 0 時間 復旧日時： 21 年 7 月 9 日 時 分
6) 不適合事象対応	①不適合事象対策本部の設置： 無 ②周辺環境調査の実施： 無 ③不適合事象調査委員会の開催 無 ④復旧作業・不適合事象防止対策・改善策等 あらたな添加率でキレート剤を混合し、受入基準クリアを確認した
7) その他	適当な間隔（おおむね月1回）で、溶融飛灰の組成分析を行わせる。